

雇児発0721第11号  
社援発0721第5号  
障 発0721第2号  
老 発0721第2号  
平成28年7月21日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長  
(公印省略)  
厚生労働省社会・援護局長  
(公印省略)  
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長  
(公印省略)  
厚生労働省老健局長  
(公印省略)

#### 社会福祉施設等における木材の利用の促進及びC L Tの活用について

社会福祉施設等の整備については、これまで各都道府県等において、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)に基づき、公共建築物における木材の利用の促進に御尽力いただいているところである。

今般、林業及び木材産業の成長産業化を推進し、地方の持続的な産業の育成と雇用の確保を図り、地方創生を実現すること等を目的に、C L T (Cross Laminated Timber) (直交集成板) の公共建築物等への幅広く積極的な活用に向けて、C L T 活用促進に関する関係省庁連絡会議を開催するなど、C L T 活用促進のための取組を政府として行っていくこととしたところである。

については、社会福祉施設等の整備に当たり、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、木材の利用やC L Tの積極的な活用について御配慮をいただくとともに、各都道府県知事におかれでは管内市町村及び社会福祉法人等に対しても、木材の利用やC L Tの積極的な活用についての周知に御協力をいただくようお願いする。